

と畜場外への持出し許可関係事務処理取扱要領

浜松市保健環境研究所食肉衛生検査所

(趣旨)

第1条 この要領は、と畜場法(昭和28年法律第114号。以下「法」という。)第14条第3項第2号に規定すると畜場外への持出しの許可について、牛海綿状脳症(以下「BSE」という。)からの健康被害を防止し、公衆衛生の確保を図るため、と畜場法施行令(昭和28年政令第216号。以下「令」という。)及びと畜場法施行規則(昭和28年厚生省令第44号。以下「規則」という。)に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(許可の申請)

第2条 と畜場外への持出しの許可の申請は、と畜場の管理者が、次に定める申請書を市長に提出して行うこととする。

- (1) 令第5条第1項第1号の規定による許可を受けようとするとき
牛の皮のと畜場外への持出し許可申請書(第1号様式)
- (2) 令第5条第1項第2号の規定による許可を受けようとするとき
牛の卵巣のと畜場外への持出し許可申請書(第2号様式)
- (3) 令第5条第1項第3号の規定による許可を受けようとするとき
獣畜の肉等のと畜場外への持出し許可申請書(第3号様式)

(許可書及び許可の条件)

第3条 市長は、前条に規定する申請に対して法第14条第3項第2号の規定による許可をしたときは、と畜場外への持出し許可書(第4号様式)を交付する。

2 前項の許可には、令第5条第3項の規定により、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。ただし、同条第1項第3号の規定による許可には、次の第2号及び第3号に掲げる条件は付さない。

- (1) 許可の有効期間は、1年を超えない範囲とする。
- (2) BSEスクリーニング検査の結果が陽性の場合の措置方法
- (3) 規則別表第1に掲げる部位に接触又はそのおそれがないものであること。

(立入調査)

第4条 市長は、前条第1項の許可に際し、必要に応じて法第17条第1項に基づき、持ち出された牛の皮若しくは卵巣を保存する施設又は獣畜の肉等を焼却する施設へ職員を立入れ、当該施設における管理方法等を確認させるものとする。

(指示及び指導)

第5条 法第14条第3項第2号の規定により皮又は卵巣についてと畜場外への持出しを行った牛にかかるBSEスクリーニング検査の結果が陽性と判定されたときは、市長は、速やかに申請者であると畜場の管理者に対し、法第16条第3号の規定により、当該牛の皮又は卵巣を持出しの行われたと畜場に戻すよう指示しなければならない。

2 市長は、牛の皮等の持出しを行う者が、あらかじめ、持出し数量、持ち出す皮等を識別するために必要な情報、持ち出された牛の皮若しくは卵巣を保存する施設又は獣畜の肉等を焼却する施設等をと畜場の管理者に連絡するよう指導しなければならない。

附 則

(施行期日)

- この要領は、平成15年 6月12日から施行する。
この要領は、平成15年 8月29日から施行する。
この要領は、平成22年 6月 1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

(宛先) 浜松市長

住 所
氏名又は名称
及び代表者の氏名

牛の皮のと畜場外への持出し許可申請書

と畜場法第14条第3項第2号の規定に基づき、牛の皮のと畜場外への持出しについて、次のとおり申請します。

- 1 と畜場の名称、所在地及び連絡先
- 2 牛の皮の持出しを開始する年月日及び期間
- 3 1日に持出しを行う牛の皮の数量の上限及び個体識別方法

| 持出しを行う者の氏名 | 持出しを行う数量の上限 | 個体識別方法 |
|------------|-------------|--------|
| | | |

- 4 牛の皮の持出しを行う者の住所及び氏名並びに連絡先

| 持出しを行う者の氏名 | 住 所 | 連 絡 先 |
|------------|-----|-------|
| | | |

- 5 運搬の方法並びに牛の皮の落下及び紛失を防止するための措置内容

| 持出しを行う者の氏名 | 運 搬 の 方 法 | 落下及び紛失防止措置内容 |
|------------|-----------|--------------|
| | | |

- 6 持ち出された牛の皮を保存する者の住所及び氏名並びに連絡先

| 持出しを行う者の氏名 | 保存者の氏名 | 保存者の住所 | 保存者連絡先 |
|------------|--------|--------|--------|
| | | | |

- 7 持ち出された牛の皮を保存する施設の名称、所在地及び連絡先並びに当該施設における1日当たりの保存可能量

| 保存者の氏名 | 保 存 施 設 の 名 称 | 保 存 施 設 の 所 在 地 | 保 存 施 設 の 連 絡 先 | 保存可能量 |
|--------|------------------|--------------------|--------------------|-------|
| | | | | |

- 8 その他

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第2号様式

年 月 日

(宛先) 浜松市長

住 所
氏名又は名称
及び代表者の氏名

牛の卵巣のと畜場外への持出し許可申請書

と畜場法第14条第3項第2号の規定に基づき、牛の卵巣のと畜場外への持出しについて、次のとおり申請します。

- 1 と畜場の名称、所在地及び連絡先
- 2 牛の卵巣の持出しを開始する年月日及び期間
- 3 1日に持出しを行う牛の卵巣の数量の上限及び個体識別方法

| 持出しを行う者の氏名 | 持出しを行う数量の上限 | 個体識別方法 |
|------------|-------------|--------|
| | | |

- 4 牛の卵巣の持出しを行う者の住所及び氏名並びに連絡先

| 持出しを行う者の氏名 | 住 所 | 連 絡 先 |
|------------|-----|-------|
| | | |

- 5 運搬の方法並びに牛の卵巣の紛失を防止するための措置内容

| 持出しを行う者の氏名 | 運 搬 の 方 法 | 紛失防止措置内容 |
|------------|-----------|----------|
| | | |

- 6 持ち出された牛の卵巣を保存する者の住所及び氏名並びに連絡先

| 持出しを行う者の氏名 | 保存者の氏名 | 保存者の住所 | 保存者連絡先 |
|------------|--------|--------|--------|
| | | | |

- 7 持ち出された牛の卵巣を保存する施設の名称、所在地及び連絡先並びに当該施設における1日当たりの保存可能量

| 保存者の氏名 | 保 存 施 設 の 名 称 | 保 存 施 設 の 所 在 地 | 保 存 施 設 の 連 絡 先 | 保存可能量 |
|--------|------------------|--------------------|--------------------|-------|
| | | | | |

- 8 その他

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第3号様式

年 月 日

(宛先) 浜松市長

住 所
氏名又は名称
及び代表者の氏名

獣畜の肉等のと畜場外への持出し許可申請書

と畜場法第14条第3項第2号の規定に基づき、焼却のための獣畜の肉等のと畜場外への持出しについて、次のとおり申請します。

- 1 と畜場の名称、所在地及び連絡先
- 2 獣畜の肉等の持出しを行う年月日
- 3 獣畜の肉等の持出しを行う者の住所及び氏名並びに連絡先並びに運搬方法

| 持出しを行う者の氏名 | 住 所 | 連絡先 | 運搬方法 |
|------------|-----|-----|------|
| | | | |

- 4 持ち出された獣畜の肉等を焼却する者の住所及び氏名並びに連絡先

| 焼却者の氏名 | 焼却者の住所 | 焼却者の連絡先 |
|--------|--------|---------|
| | | |

- 5 持ち出された獣畜の肉等を焼却する施設の名称、所在地及び連絡先

| 焼却者の氏名 | 焼却施設の名称 | 焼却施設の所在地 | 焼却施設の連絡先 |
|--------|---------|----------|----------|
| | | | |

- 6 その他

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第4号様式

浜松市指令第 号
年 月 日

住 所
氏名又は名称
及び代表者の氏名

浜松市長



と畜場外への持出し許可書

年 月 日付けで申請のあったと畜場外への持出しについては、と畜場法
第14条第3項第2号の規定により次のとおり許可します。

記

- 1 と畜場の所在地
- 2 と畜場の名称
- 3 持出し対象物
- 4 許可条件
 - (1) 許可の有効期間